

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かつらぎ町は、子ども医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども医療費給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和歌山県かつらぎ町長

公表日

令和2年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費の給付に関する事務
②事務の概要	かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則に基づき、中学生以下の児童を対象とし、医療費の助成等を行う事務である。 かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則並びに、かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。 ア) 医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 イ) 医療費助成受給資格証に関する事務
③システムの名称	1. 子ども医療管理システム 2. 口座管理システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 受給者台帳情報ファイル
- (2) 所得情報ファイル
- (3) 口座情報ファイル
- (4) 統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先 総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先 総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I . 5. ② 所属長	やすらぎ対策課長 和田 光人	やすらぎ対策課長 前岡 真也	事後	
平成28年4月1日	I . 1. ② 事務の概要	<p>かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則に基づき、小学生以下の児童を対象とし、医療費の助成等を行う事務である。</p> <p>かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則並びに、かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。</p> <p>ア) 医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>イ) 医療費助成受給資格証に関する事務</p>	<p>かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則に基づき、中学生以下の児童を対象とし、医療費の助成等を行う事務である。</p> <p>かつらぎ町子ども医療費給付条例及び施行規則並びに、かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。</p> <p>ア) 医療費助成受給対象者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>イ) 医療費助成受給資格証に関する事務</p>	事後	
平成29年6月16日	I . 4. ① 実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年6月16日	I . 4. ② 法令上の根拠	なし	番号法第19条第14号	事後	
平成29年6月16日	II . 1. いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月16日	II . 2. いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I . 5. ① 部署	やすらぎ対策課	健康推進課	事後	
平成30年4月1日	I . 5. ② 所属長	やすらぎ対策課長 前岡 真也	健康推進課長 宮本 勝人	事後	
令和1年6月1日	I . 5. ② 所属長の役職名	健康推進課長 宮本 勝人	健康推進課長	事後	様式変更のため
令和1年6月1日	II . 1. いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II . 2. いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV. リスク対策	なし	リスク対策の追加	事後	様式変更のため
令和1年11月1日	II . 1. いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	
令和1年11月1日	II . 2. いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	